平成２５年（フ）第３６５号
静岡県浜松市中区木戸町10―10　サンリバーハイツ501号、住民票上の住所静岡県浜松市中区野口町310番地　メゾン野口町106号
債務者　小島　隆広
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　竜太
4　破産債権の届出期間　平成25年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
川崎市川崎区日進町１番地　サンスクエア川崎１―104
債務者　原　みどり
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
4　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月29日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
茨城県古河市東本町４丁目７番12号　レオパレスソレイユガーデン208号室
債務者　笛木　毅治
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　大樹
4　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月19日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１７８号
千葉県富里市七栄650―1978、住民票上の住所千葉県八街市東吉田22番地42
債務者　浦本　　徹
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月22日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１４０１号
横浜市旭区今宿西町466番地　すずきハイツD201号
債務者　梅本　久雄
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１号
宮崎県都城市立野町3677番地２メゾンドサリエ206号
債務者　大脇　康成
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新福　　宏
4　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第３２号
広島県広島市安佐北区亀山西２丁目２番11―1104号
債務者　西園　憲治
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月22日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第６５６号
大阪府堺市槇塚台２丁16番23号、前住所京都市山科区御陵別所町114番地８
債務者　光岡　淨美
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福市　航介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
鹿児島県鹿児島市吉野町3390番地４
債務者　横瀬　千鶴
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　圭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
新潟市北区高森550番地１
債務者　本間　一也
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７５号
鹿児島県いちき串木野市新生町182番地
債務者　濵邊　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩本将司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
鹿児島県いちき串木野市新生町182番地、住民票上の住所鹿児島県いちき串木野市緑町52番地２
債務者　濵邊　栄久
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩本将司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後４時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１９号
仙台市青葉区みやぎ台２丁目33番２号
債務者　中村　祐二
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
愛知県岡崎市稲熊町字１丁目２番地
債務者　岡村　彰代
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８号
愛知県岡崎市稲熊町字１丁目２番地
債務者　岡村誠一郎
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係